

富山市社会福祉協議会地域食堂等助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、地域の生活困窮者及び異世代間の交流を推進することを目的として、地域食堂等を実施する団体の運営や活動を支援するため、地域食堂等助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「地域食堂等を実施する団体」とは、地域住民やボランティア等が、子どもや高齢者、生活困窮者等に対して、地域食堂等を年に1回以上開催する団体、かつ、事業を1年以上継続して実施する見込みがある団体をいう。ただし、法人格を有しない団体に限る（ただし、NPO法人は対象）。

(助成金の交付)

第3条 協議会長は、地域食堂等を実施する団体を支援し、もって地域住民の福祉の向上に寄与するため、地域食堂等の運営及び活動に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(対象経費)

第4条 地域食堂等を運営するための経費で、別表に定める経費とする。

2 助成金の交付は交付決定日以降、当該年度の活動期間を対象とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、1団体あたり年間の開催回数に応じて以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 10回未満 | 15,000円以内 |
| (2) 10回以上 | 30,000円以内 |

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、地域食堂等助成金交付申請書（様式第1号）により、協議会長に申請する。

(交付の決定)

第7条 協議会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により助成金を交付すべきものと認めたときは、地域食堂等助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 県・市等から交付を受けているか又は受けることになっている公的補助金と対象経費が重複している場合、助成金の交付を受けてはならない。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた団体は、当該年度の事業完了後速やかに、地域食堂等助成金実績報告書(様式第3号)により、協議会長に対して実績を報告しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 地域食堂等助成金事業の完了に伴い、すでに交付した助成金に余剰金が生じた場合には、その全額を協議会長に返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は協議会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 助成対象経費

助成対象経費
事業運営に必要な次の経費 (1) 消耗器具備品費(食材費は除く) ・消耗品(インク、紙、弁当容器、箸など) ・調理器具・食器(包丁、まな板、鍋など)の買い替え ・衛生用品(マスク、消毒液、洗剤、使い捨て手袋など) ・器具備品(アクリルパーテーション、家電用品、プリンターなど) ※ただし、30,000円以内のもの (2) 保険料 (3) 食品衛生責任者養成講習会の受講費用 (4) その他特に協議会長が認める経費